

平成一一年(丙)第四一四号 労働組合法違反過料事件

決 定

滋賀県甲賀郡甲西町岩根一六五六番の人

被 番 人 有 限 会 社 寺 嶋 工 業 所

右 代 表 者 代 表 取 締 役 寺 嶋 善 雄

右 代 理 人 弁 護 士 中 川 幸 雄

右の者に対する頭書過料事件について、平成一一年一〇月四日、大阪府地方労働委員会から不当労働行為救済命令不履行通知があつたので、当裁判所は、被審人及び検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

被審人を過料一〇〇万円に処する。

理 由

一一件記録及び被審人の陳述によれば、以下の事実を認めることができる。

- 1 大阪府地方労働委員会（以下「委員会」という。）は、平成一一年五月二八日、被審人に對し、別紙のとおり、不当労働行為救済命令（以下「本件命令」という。）を発した。

12.9.26 *被審人未到院
検査室にて*) 257d.

2 委員会（会長）は、被審人に對し、本件命令書（写し）を交付するため予め

右命令日に出頭するよう通知書を郵送したが受取り拒否を理由に返送され、被審人は右命令日に出頭しなかつた。そこで、委員会は、本件命令後、被審人に對し、右命令書（写し）を配達證明の書留郵便によつて郵送したが右同様受取り拒否を理由に返送されたため、同年七月三日、右命令書（写し）を公示送達によつて交付した。

3 被審人は、本件命令に対し、労働組合法所定の期間内に、中央労働委員会に対する再審査の申立をせず、また、取消しの訴を提起しなかつたので、同年八月三日、本件命令は確定した。

4 しかしながら、被審人は、今日に至るまで本件命令に従わず、その履行をしていない。

二 右認定事実によれば、被審人の行為は、労働組合法三二条後段に該当することは明らかであり、諸般の事情を考慮し、主文のとおり決定する。

平成一二年九月二六日

裁判長裁判官

安

裁判官

山

裁判官

片

原

田

智

